

第2次小郡市男女共同参画計画 (施策見直し)

平成31年度～平成35年度

平成31年2月
小郡市

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の見直しにあたって | 1 |
| 第2章 第2次小都市男女共同参画計画施策体系図 | 2 |
| 第3章 基本目標と施策の展開 | 3 |
| 基本目標1 男女共同参画のための意識づくり | |
| 主要課題1 男女共同参画社会に向けての意識啓発 | 3 |
| 主要課題2 男女平等な教育の推進 | 4 |
| 主要課題3 男女共同参画に関する社会教育の推進 | 6 |
| 主要課題4 国際的視野のもとでの男女共同参画の推進 | 7 |
| 基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり | |
| 主要課題1 人権の尊重 | 8 |
| 主要課題2 女性に対するあらゆる暴力の排除と被害者の保護 | 9 |
| 基本目標3 ともにいきいきと働き、支えあう社会づくり | |
| 主要課題1 男女共同参画の視点に立った労働環境の整備 | 11 |
| 主要課題2 ともに支えあう子育て・介護の実現 | 14 |
| 主要課題3 多様な家族への支援 | 16 |
| 基本目標4 ともに健康で安心して暮らせる環境づくり | |
| 主要課題1 生涯を通じた健康支援 | 17 |
| 主要課題2 高齢者・障がい者の社会参加への支援 | 18 |
| 基本目標5 ともに参画するまちづくり | |
| 主要課題1 女性の参画・登用の推進 | 19 |
| 第4章 計画の推進体制 | 21 |
| 計画の推進体制 | 21 |

第1章 計画の見直しにあたって

◎第2次小都市男女共同参画計画の施策見直しの考え方

1 見直しの必要性

平成26年3月に「第2次小都市男女共同参画計画（平成26年度～平成35年度）」を策定し、計画に基づき施策を進めてきました。しかし、計画策定から5年目を迎え、その間の社会情勢の変化に伴って、具体的施策のなかで事業内容の見直しが必要なものが出てきました。

また、計画のこれまでの推進状況や男女共同参画に関する新たな課題を踏まえた上で、市が今後取り組む事業を男女共同参画の視点から見直し、変更すべき事業や新たに取り組むべき事業が出てきました。

2 見直しの概要

（1）基本的な計画体系（基本理念、基本目標、主要課題、施策の方向性）は、原則として現行計画どおりとし、具体的施策について見直します。

（2）国の第4次男女共同参画基本計画や第4次福岡県男女共同参画計画など、小都市の計画策定以降の国や県の方針、関係法律の改正、男女共同参画についての新たな課題等を反映したものとするとともに、第5次小都市総合振興計画との整合性を図ります。

法律の改正等・・・平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
（以下、「女性活躍推進法」という）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正など

新たな課題等・・・働く女性に関する問題や顕在化する性的少数者の人権問題など

（3）これまでの男女共同参画計画の推進状況報告及び報告に対する小都市男女共同参画社会推進審議会の意見等を反映したものをとします。

（4）計画の期間は現行計画の期間（平成35年度まで）とします。

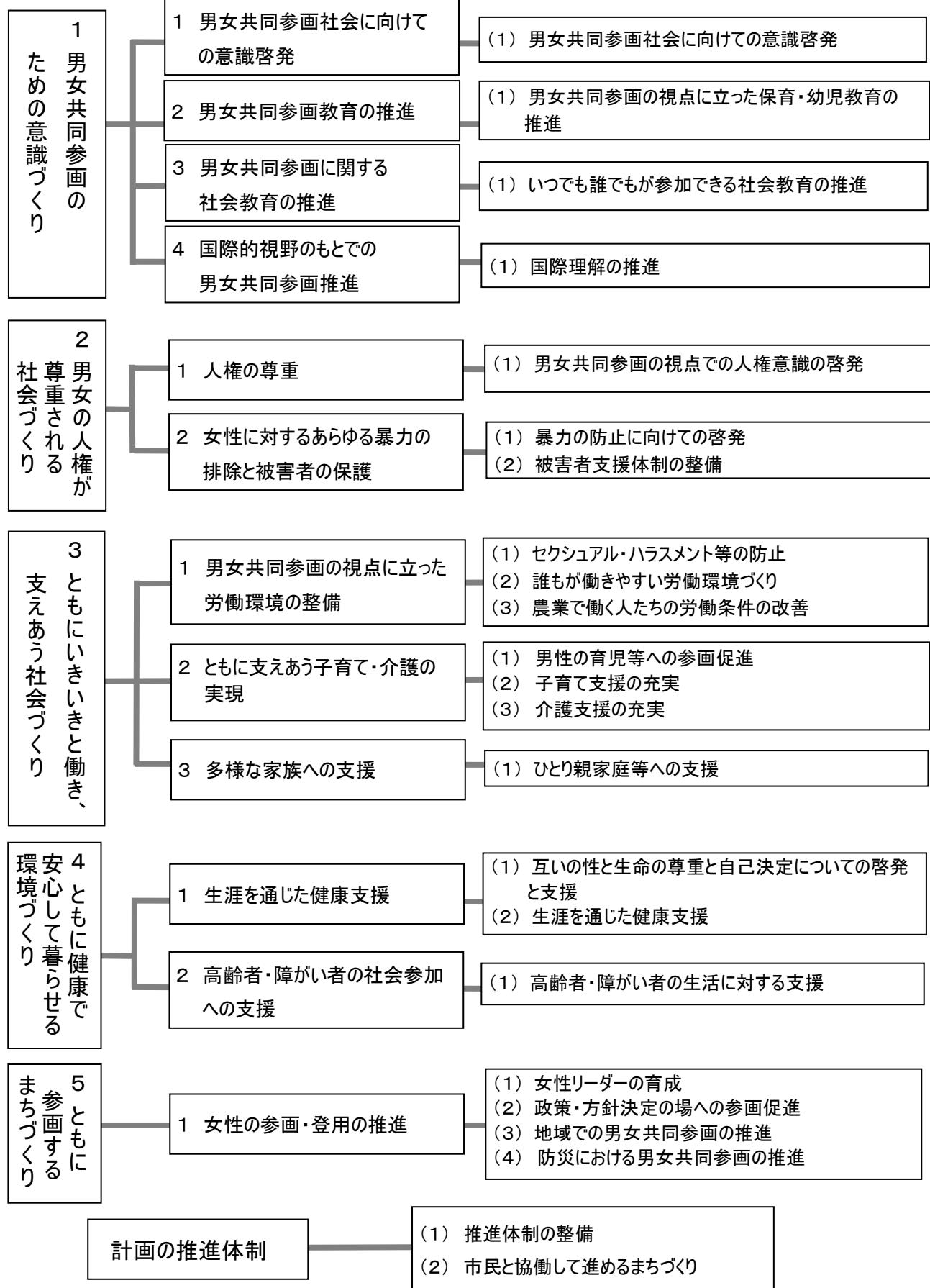
第2章 第2次小都市男女共同参画計画施策体系図

将来像 基本目標

主要課題

施策の方向性

一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまちおこしおり



第3章 基本目標と施策の展開

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

主要課題1 男女共同参画社会に向けての意識啓発

現状と課題

男女共同参画の実現には、誰もが男女共同参画を身近なものとしてとらえ、関心を持つとともに市民一人ひとりの理解と認識を深めることが大変重要です。小都市においても、男女共同参画の意識づくりに向けたさまざまな施策に取り組んできましたが、いまだ多くの課題が残されているのが現状です。

広報・啓発活動は継続的に行われているものの、市民に十分に行き渡っていない状況も見受けられます。今後の啓発活動では、市民の関心をひき、より多くの市民の理解を促すため、広報・啓発活動の工夫を行うことが必要です。

施策の方向性

(1) 男女共同参画社会に向けての意識啓発

男女共同参画を市民にとって身近なものとして推進できるよう、性別・年代によらず多様な視点を持ち、テーマ等の工夫を行いながら、継続して意識啓発に取り組みます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-------------------------|---|-------|--------|
| 1 | 図書等の展示、紹介 | 男女共同参画社会を推進する図書等を展示、紹介し、市民に男女共同参画社会実現のための啓発を行います。 | 図書課 | |
| 2 | 男女共同参画社会に向けての啓発 | テーマ設定や周知・集客の工夫を行いながら、男女共同参画に関するセミナー等を定期的に開催し、市民啓発を行います。男女共同参画セミナーの1回あたりの参加者100人をめざします。(平成29年度48人／回) | 秘書広報課 | |
| 3 | 広報やホームページ等での情報発信、啓発 | 広報への「女と男 パートナーシップ」の掲載やホームページの積極的活用等により、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行います。また、市ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)による情報発信、啓発を検討します。 | 秘書広報課 | 施策内容変更 |
| 4 | 男女共同参画推進に関する法令・施策の周知・啓発 | 広報紙やセミナーなどを活用し、男女共同参画推進に関する法令や施策の周知・啓発を行います。 | 秘書広報課 | 施策名変更 |

主要課題2 男女共同参画教育の推進

現状と課題

男女共同参画意識の形成にあたっては、乳幼児期から、その視点に立って子どもを育んでいくことが重要であり、また、次世代を担う子どもたちが社会の変化に対応していくためには、性別にとらわれずそれぞれの個性と能力を発揮できるような教育を行っていくことが求められます。

男女共同参画社会を形成する上では、子どもの頃からの意識づくりや教育が大変重要な役割を担っています。学校教育等の現場ではこれまでも、男女共同参画の視点に立った教育活動が行われてきましたが、今後も性別に関係なく、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を行っていくことが求められます。

施策の方向性

(1) 男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進

保育士・教諭への研修や、保育・教育計画の作成、保護者への啓発等において、男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育に努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-----------------------------|---|------------|----|
| 1 | 保育士・教諭の男女共同参画教育に関する研修の今後の方針 | 男女共同参画についての認識を深めるため、職員研修会を開催するとともに、市主催の研修会へ参加します。 | 保育所 幼稚園 | |
| 2 | 就学前教育における男女共同参画の推進 | 男女共同参画の視点に立ち、保育・教育計画の作成や、保育・教育内容及び教材等の見直しを行います。 | 保育所 幼稚園 | |
| 3 | 男女共同参画に対する保護者啓発 | 保護者会・学級分会や園行事等の場を活用して、研修・講座や資料の提供などを行い、保護者の意識向上や家庭における男女共同参画を推進します。 | 保育所 幼稚園 | |

(2) 学校における男女共同参画教育の推進

教職員への研修や各種教育活動での児童生徒の意識づくり、保護者への啓発等を通じて、学校における男女共同参画教育の推進に努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|--------------------------|--|-----------------|----|
| 1 | 教職員の人権・同和教育研修での男女共同参画の推進 | 教職員に対して人権・同和教育研修会を開催し、その中で男女共同参画に関する意識啓発を行うことで、男女共同参画教育を推進します。 | 教務課 人権・同和教育課 | |
| 2 | 学校教育における男女共同参画の推進 | 道徳の時間をはじめ、全教科・全領域において、児童生徒の男女共同参画意識及び人権意識の向上を図ります。また、全教育活動において、性別による役割分担にとらわれない指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人ひとりの能力や適性・個性を生かせる進路指導を推進します。 | 教務課 人権・同和教育課 | |
| 3 | 保護者への啓発 | 児童生徒の保護者に対し、PTA等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行います。また、男女共同参画の視点に立った学校教育を行うことにより、児童生徒の姿を通して保護者への啓発につなげます。 | 教務課 人権・同和教育課 | |

主要課題3 男女共同参画に関する社会教育の推進

現状と課題

女性も男性も自立した一人の人間として認め合い、社会のあらゆる場面に参画するためには、学校等での教育活動だけでなく、地域における教育や、生涯を通じた学習活動などにおいて継続的に男女共同参画の意識づくりを行っていくことが必要です。

これまで、各種講座やセミナー等を通じて男女共同参画の意識や環境づくりを行ってきましたが、講座内容や参加者の固定化などが課題となっており、より多くの参加を促すための取組が求められます。

施策の方向性

(1) いつでも誰でもが参加できる社会教育の推進

男女共同参画の視点を持った各種講座やセミナー、社会教育関係者への研修などを通じて社会教育における男女共同参画を推進します。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|--------------------------|---|-----------------------------|----|
| 1 | 社会教育における男女共同参画の推進 | 講座やセミナー等を通じて女性の意識向上や能力開発に努めるとともに、各種講座等へ男女共同参画の視点を導入し、市民の意識啓発を図ります。 | コミュニティ推進課 生涯学習課 | |
| 2 | 講座、講演会等事業における託児の実施 | 乳幼児をもつ人が各種講座や講演会等に参加しやすいよう、託児を実施するとともに、託児ボランティアの養成を行います。 | 生涯学習課 子育て支援課 保育所・幼稚園課 | |
| 3 | 社会教育関係者への男女共同参画に関する研修の推進 | 社会教育事業にたずさわるコミュニティセンター館長や自治公民館長、サークル関係者などに対し、男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進します。 | コミュニティ推進課 | |

主要課題4 国際的視野のもとでの男女共同参画の推進

現状と課題

今まで我が国の男女共同参画の取組は、世界的な取組とともに進められてきました。あらゆる分野で国際化が進み、男女共同参画の取組も国際的な動きと連動し影響を受けながら進んでいるため、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていく必要があります。

小都市においても、男女共同参画社会の実現を国際的な課題としてとらえ、今後も市民の国際理解の推進や国際意識の育成に取り組むとともに、市内在住の外国人が住みよい多文化共生のまちづくりを進めていくことが必要です。

施策の方向性

(1) 国際理解の推進

外国人が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、男女共同参画の視点を持って市民の国際理解の推進や国際意識の育成を推進し多文化共生のまちづくりを進めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------------------|--|-------|-----------|
| 1 | 外国人が安心して暮らせる多文化共生のまちづくりの推進 | 男女共同参画の視点を持って、市民の国際感覚や意識を育むとともに、外国人にとって住みよいまちづくりを進めるため、各種国際交流事業を推進します。また、冊子等を活用し、外国人への情報提供に努めます。 | 秘書広報課 | 施策名 変更 |

基本目標2 男女の権利が尊重される社会づくり

主要課題1 人権の尊重

現状と課題

日本国憲法に個人の尊重と法のもとの平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の権利の尊重が掲げられているように、人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

小都市では、各種啓発活動や教育を通じて、市民の人権意識を育んできました。女性の人権問題は、長い歴史の中で形成されてきた問題であり、今後とも継続的な教育・啓発活動が不可欠です。また、性的少数者の人権問題として、性的指向※や性自認※等を理由に困難な状況に置かれることがないよう、理解促進が求められています。さまざまな人権問題とともに認識を深め、あらゆる差別の解消をめざしていく必要があります。

※性的指向 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等を指す。

※性 自 認 自分の性をどのように感じているかという性別に関する自己意識のこと。「こころの性」と呼ばれることがある。

施策の方向性

(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発

「第2次小都市人権教育・啓発基本計画」に基づく取組を通じて、男女共同参画を視点とする人権意識の向上を図ります。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|------------|--|----------------------|----|
| 1 | 人権教育・啓発の推進 | 「第2次小都市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取組や、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。 | 人権・同和対策課 人権・同和教育課 | |

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

現状と課題

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権問題であり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV 防止法※の改正などにより法整備は進んでいるものの、依然として DV（ドメスティック・バイオレンス）※等の暴力被害は全国的にも大きな社会問題となっています。

DV 等に関する相談内容は年々多様化・複雑化しており、それに適切に対応していくためには、府内各課をはじめ、関係機関等との連携体制をより一層強化することが重要です。あわせて、暴力を未然に防ぐ取組として、啓発活動や子どもの頃からの教育についても継続的に実施していく必要があります。

※DV 防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。

施策の方向性

（1）暴力の防止に向けての啓発

親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を未然に防止できるよう、広報紙やセミナー等を通じた啓発や、学校を中心とした教育活動、DV の実態把握に努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------------|--|-----------------|--------|
| 1 | 暴力根絶に向けての啓発事業 | 広報紙やセミナー等を活用し、DV 防止に向けた啓発や、DV 防止法及びストーカー規制法等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。 | 秘書広報課 子育て支援課 | |
| 2 | セクシュアル・ハラスメントの防止と救済 | 職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。 | 秘書広報課 教務課 | |
| 3 | 若年層への啓発 | 福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。 | 秘書広報課 教務課 | |
| 4 | ドメスティック・バイオレンスの実態の把握 | ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などで傾向を把握します。第3次計画策定の際に実施する市民意識調査に DV に関する設問を設定するなど、DV の実態を把握します。 | 秘書広報課 | 施策内容変更 |

(2) 被害者支援体制の整備

関係機関と連携のもと、各種相談や、被害者の保護及び被害の早期発見に取り組むとともに、庁内の連携体制を強化し被害者への適切な支援を行います。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-------------------------|---|-----------------|----|
| 1 | 被害者の自立支援 | 市の母子・父子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDVについて相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。 | 子育て支援課 | |
| 2 | おごおり女性ホットラインの活用 | 「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。 | 秘書広報課 | |
| 3 | 被害者の保護 | 福岡県配偶者暴力相談支援センター等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。 | 秘書広報課 子育て支援課 | |
| 4 | 周辺地域の関係機関等との連携強化 | 「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。 | 秘書広報課 | |
| 5 | 庁内連携体制の充実 | 庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。 | 全庁 | |
| 6 | 関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見 | 医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。 | 秘書広報課 子育て支援課 | |

基本目標3 ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

現状と課題

経済情勢の変化等によって女性の社会進出が進む中、男女がともに対等なパートナーとしていきいきと働くことができる労働環境づくりは大変重要です。女性活躍推進法が制定されたことにより、国・地方公共団体や民間事業主は女性の採用や人材育成に関する事業主行動計画を策定することが義務付けられ、働く場における女性の活躍を推進する取組が求められています。

小都市では農業もさかんに行われているため、農業における男女共同参画の推進も重要な視点となります。農業者を含めた全ての労働者が、自らの意思に基づいていきいきと働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、働く場における男女共同参画をより一層推進していくことが必要です。

施策の方向性

(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止

市内事業者に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行うとともに、市役所においても職場としてセクシュアル・ハラスメントを許さない環境をつくります。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|------------------------|--|----------|--------|
| 1 | セクシュアル・ハラスメント等防止対策の啓発 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発・情報提供を行います。 | 商工・企業立地課 | 施策内容変更 |
| 2 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 | セクシュアル・ハラスメント防止の基本指針、要綱に基づき、防止策を講じるとともに、相談員による相談支援を行います。 | 人事法制課 | |

(2) 誰もが働きやすい労働環境づくり

市内事業所への啓発や求職者への就職支援に取り組むとともに、職場として男女が働き続けることができる市役所づくりに取り組み、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------|--|-------------------|--------|
| 1 | 男女が働き続ける条件整備 | 仕事と家庭の両立を支援するとともに、結婚や出産等に関わらず職員誰もが働き続けることができるよう、各種休業・休暇の取得促進をはじめとする勤務環境の整備充実を図ります。「小都市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男性職員の出産補助休暇を取得する割合を100%、育児休業取得率を20%以上となるように推進します。 | 人事法制課 | |
| 2 | 市内事業所への啓発 | 国、県と連携のもと、市内事業所に対して、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス、育児休業・介護休業制度、労働基準法など男女共同参画及び労働に関する情報提供及び啓発を行います。 また、広報紙やホームページ等を通じて、労働者等に対する相談先の周知を行います。 | 秘書広報課 商工・企業立地課 | 施策内容変更 |
| 3 | 求職者の能力開発・再就職支援 | 求職者の能力開発や技術取得による就職支援の一つとして、パソコン講座を開催します。また、妊娠や出産、育児等の理由でいったん退職した人を対象として、女性再チャレンジ講座の実施や、県等が主催するセミナー等の情報提供を行います。 | 商工・企業立地課 生涯学習課 | |
| 4 | 女性への起業支援 | 新規創業にかかる費用の一部を補助するなど取組を進めるとともに、創業支援事業計画に基づき商工会・日本政策金融公庫と連携した支援を行います。また、福岡県や財団法人中小企業振興センターなどと連携のもと、起業講座などの情報を提供します。 | 商工・企業立地課 | 施策内容変更 |
| 5 | 労働教育の推進 | 誰もが働きやすい環境で働き続けることができるよう、労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関する知識を習得するための啓発及び相談窓口の情報提供を行います。 | 商工・企業立地課 | 施策内容変更 |

(3) 農業で働く人たちの労働条件の改善

研修会等を通じて農業者への啓発及び能力向上支援に取り組むとともに、家族経営協定の推進や農村女性リーダーの育成等、男女がともにいきいきと働ける農村づくりに努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-----------------|--|-------|----|
| 1 | 農村における男女共同参画の啓発 | 農業者を対象とした研修会やイベント等において、男女の農業者の能力向上や農業者間の情報交換、男女共同参画に関する啓発を行い、農業における男女共同参画の意識づくりに努めます。 | 農業振興課 | |
| 2 | 家族経営協定の推進 | 認定農業者の再認定時などを活用して家族経営協定の趣旨やメリット等の説明を行い、認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合が25.0%以上になるようその締結を推進します。(平成29年度23.7%) | 農業振興課 | |
| 3 | 農業従事者の能力向上支援 | 女性農業者が中心となり運営している直売所等が実施する講習会、先進地視察等の支援を行うとともに、農業者へのパソコン講座を実施するなど、農業に従事している男女の能力向上を支援します。 | 農業振興課 | |
| 4 | 農村女性リーダーの育成と支援 | 意欲的に農業に取り組む女性を、女性農村アドバイザー等に推薦し、研修会等を通じてリーダーとしての育成を行います。 | 農業振興課 | |

主要課題2 ともに支えあう子育て・介護の実現

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、就労形態が多様化し、労働時間の高止まりや共働き世帯の増加により、男女がともに家事や育児、介護などを支え合っていくことが重要になっています。固定的な性別役割分担にとらわれることなく、家庭内の仕事を分担できるよう、男性の家事・育児等への参画を促進するとともに、子育てや介護に関する公的支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランス及び家庭における男女共同参画を推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 男性の育児等への参画促進

男性が参加しやすい家事・育児等に関する各種教室・講座等を開催し、男性の積極的な参画を促進します。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|--------------------|---|--------------------|----|
| 1 | 男性の家事等や地域活動への参画の推進 | 料理教室等を開催し、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画を促進します。 | 生涯学習課 コミュニティ推進課 | |
| 2 | 男性への子育て・家庭教育支援 | 父親・男性が参加しやすい子育て及び家庭教育に関する学習会等を開催し、男性の育児等への積極的な参画につなげます。 | 子ども育成課 | |

(2) 子育て支援の充実

子育て家庭を公的に支援するため、各種子育て・保育サービスの提供や相談支援の充実、子育て連絡会の機能強化を図ります。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------|---|------------------------------|--------|
| 1 | 子育て支援事業の充実 | 子育て支援センターやつどいの広場「ぽかぽか」の充実をはじめ、シルバー人材センターにおけるシルバーママサービスの活用や、ファミリーサポートセンターについて検討を行う等、地域における子育て支援の充実に努めます。 | 子育て支援課 保育所・幼稚園課 | |
| 2 | 子育てに関する相談体制の充実 | 子ども総合相談センターの職員と子育て支援センター、つどいの広場「ぽかぽか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図ります。 | 子育て支援課 | 施策内容変更 |
| 3 | 多様な保育サービスの提供 | 延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、さまざまなニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。 | 保育所・幼稚園課 子育て支援課 子ども育成課 | |
| 4 | 子育て連絡会の充実 | 母子保健の充実を目的に子育てに関わる組織で構成する「子育て連絡会」の機能を強化し、統合した情報誌の発行のほか、事業内容の情報交換、企画調整を行い、より多面的な施策を市民に提供します。 | 子育て支援課 | |

(3) 介護支援の充実

高齢者を介護する家庭などの介護者が、仕事や家庭生活、地域活動などを両立することができるよう、各種サービスの提供による負担軽減や介護者への啓発を行います。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-----------------------------|--|-------|----|
| 1 | 介護保険事業・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減 | 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種サービスの提供や、それらに関する情報提供を行うことで、介護が必要な家庭の負担軽減を図ります。 | 介護保険課 | |
| 2 | 介護者への啓発 | 性別に関わらず誰もが介護の担い手となることができるよう、また、介護負担がどちらか一方に偏ることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら介護者への啓発・情報提供を行います。 | 介護保険課 | |

主要課題3 多様な家族への支援

現状と課題

家族形態が多様化する中、ひとり親家庭も増加傾向にあります。

ひとり親家庭では、経済的な問題をはじめ、家庭と仕事、育児など生活上のさまざまな問題を一人で抱え、不安定な状況に置かれがちです。こうした、ひとり親家庭を含むさまざまな家庭が自立して安定した生活を送ることは、男女が等しく社会に参画していくためにも重要なことです。そのため、あらゆる家庭が安心して暮らせるよう、多方面から生活を支援していく必要があります。

施策の方向性

(1) ひとり親家庭等への支援

各種制度の周知を行うとともに、その活用を通じてひとり親家庭への生活支援に取り組みます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-----------------|--|--------|----|
| 1 | ひとり親家庭等への経済的支援 | ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行い、支給によってひとり親家庭等の経済的自立を支援します。 | 子ども育成課 | |
| 2 | 母子・父子自立支援 | 市の母子・父子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じ、関係機関と連携のもと相談者の自立支援につなげます。 | 子育て支援課 | |
| 3 | ひとり親家庭等日常生活支援業務 | ひとり親家庭等に対して家庭介護人を派遣し、子どもの送り迎えや、親が帰宅するまでの保育及び家事の援助などを行うことで、ひとり親家庭等の支援を行います。 | 子育て支援課 | |

基本目標4 ともに健康で安心して暮らせる環境づくり

主要課題1 生涯を通じた健康支援

現状と課題

男女が互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持つとともに、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成を図る上での前提と言えます。

女性は、妊娠や出産など、男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面する可能性があることから、人生の各段階に応じた健康に関する知識、情報の提供、相談支援などが必要です。また、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの性を尊重することは、男女共同参画社会にとっても重要なことであるため、性に関する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。

施策の方向性

(1) 互いの性と生命の尊重と自己決定についての啓発と支援

健康教育や相談支援を通じて、妊娠から出産・育児にわたる健康支援を行うとともに、性教育の充実により性や命の大切さについて学ぶ機会の充実に努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|------------------|--|------------|----|
| 1 | 出産、育児に関する健康教育の充実 | 「ようこそ赤ちゃん教室」などにおいて、妊娠や出産、育児に関する学習会を実施するとともに、男性の育児参加についても促進します。 | 健康課 | |
| 2 | 出産、育児に関する相談の充実 | 総合保健福祉センター「あすてらす」内の健康相談や、妊産婦・新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関する相談の充実を図ります。 | 健康課 | |
| 3 | 性教育の充実 | 児童生徒が発達段階に応じて、性に関する正しい知識を身に付けることができるよう、学校における性教育の充実に努めます。 また、乳幼児とのふれあい体験等を通じて、児童生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。 | 教務課 健康課 | |

(2) 生涯を通じた健康支援

男女の生涯を通じた健康を支援するため、それぞれの性別に応じた健康教育を行うとともに、誰もが相談しやすい環境づくりに努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------|--|--------------|----|
| 1 | 性別に応じた健康づくりの啓発 | 生涯を通じた主体的な健康管理のために、男女それぞれの性別特有の疾病や健康上の問題について、受診率、健康診査結果などを参考にしながら、啓発や教育・指導を行います。 | 国保年金課 健康課 | |
| 2 | 健康相談の内容充実 | 総合保健福祉センター「あすてらす」での健康相談を通じて、性別、年齢を問わず、すべての人が気軽に相談できる環境づくりに努めます。 | 健康課 | |

主要課題2 高齢者・障がい者の社会参加への支援

現状と課題

全国的に高齢者人口が増える中、高齢になっても男女がともに健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いへの配慮など、男女共同参画の視点をもったきめ細やかな施策展開が求められます。

また、男女共同参画に関するさまざまな課題とあわせて、高齢であることや障がいがあることなどによって、複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、それらへの配慮も重要な視点として、誰もが安心して暮らせる環境整備を行っていくことが必要です。

小都市ではこれまでも、各個別計画に基づき、高齢者や障がい者への支援を行ってきましたが、今後とも男女共同参画の視点をもちながら、継続して高齢者や障がい者の生活及び社会参加への支援を行っていくことが重要です。

施策の方向性

(1) 高齢者・障がい者の生活に対する支援

男女共同参画の視点をもちながら、各分野の計画に基づいて各種サービスを提供し、高齢者や障がい者の生活及び社会参加を支援します。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-------------|--|-------|----|
| 1 | 高齢者福祉施策の推進 | 高齢であることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種サービスを提供し、高齢者の生活や社会参加を支援します。 | 介護保険課 | |
| 2 | 障がい者福祉施策の推進 | 障がいがあることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき各種サービスを提供し、障がい者の生活や社会参加を支援します。 | 福祉課 | |

基本目標5 ともに参画するまちづくり

主要課題1 女性の参画・登用の推進

現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がともにまちづくりのあらゆる分野に参画することが重要であり、さまざまな場面で多様な価値観と発想が取り入れられることは、まちの活性化にもつながります。

小都市では、平成30年度の審議会等における女性の登用率は32.3%（4月1日現在）となっており、目標に達していない状況です。委員として求める専門分野や団体・地域の役員に女性が少ないことが課題となっています。女性の積極的な社会参画を支えるための環境整備とともに女性自身の意識向上に取り組むことが必要です。

施策の方向性

（1）女性リーダーの育成

各種研修等での学習や、女性団体等への活動支援を通じて、男女共同参画を推進する女性リーダーの育成を図ります。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-----------|---|---------|--------|
| 1 | 女性リーダーの養成 | 県や国などが行う地域や職場でリーダーを目指す女性を対象とした研修への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。 | 秘書広報課 | 施策内容変更 |
| 2 | 女性団体等への支援 | おごおり女性協議会をはじめとする女性団体等、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援を行い、地域のリーダーとしての育成を図ります。 | 秘書広報課 | |
| 3 | 政治学級の充実拡充 | 政治学級を通じて暮らしと政治の結びつきについて学び、有権者意識を高めるとともに、政治参画意識の向上を図ります。 | 選挙管理委員会 | |

(2) 政策・方針決定の場への参画促進

市政のあらゆる分野に多様な意見を取り入れることができるように、現状・課題を考慮しながら、審議会等委員への女性の登用を一層推進するとともに、市職員に対しても平等な処遇を行います。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|------------------|---|-------|--------|
| 1 | 審議会等委員への女性の登用の推進 | 政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、委員に占める女性の割合が40.0%以上になるよう、審議会等委員への女性のさらなる登用を推進します。(平成30年4月1日現在32.3%) | 全庁 | 施策内容変更 |
| 2 | 女性の参画・登用の推進 | 市職員に対する職務・管理職登用において、研修への参加を推進するとともに、その能力に応じて積極的な女性の登用を図り、管理職に占める女性の割合が25.0%以上になるよう推進します。(平成30年4月1日現在、20.0%) | 人事法制課 | |
| 3 | 農業委員への女性の積極的登用 | 農業分野における男女の平等な参画を促進するため、農業委員への女性の積極的登用を図り、農業委員に占める女性の割合が30%以上になるよう推進します。(平成30年7月15日現在、17.4%) | 農業委員会 | |
| 4 | 審議会や委員会等の委員への支援 | 登用された女性委員が、積極的に会議に参加できるよう、男女共同参画に関する意識啓発や研修会等の案内を行います。 | 秘書広報課 | |

(3) 地域での男女共同参画の推進

コミュニティセンターにおいて男女共同参画に関する講座、セミナーの開催や、地域リーダーへの意識啓発を行うことで、地域における男女共同参画を推進します。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|--------------------|---|-----------|----|
| 1 | 地域における男女共同参画の意識の啓発 | コミュニティセンターにおいて男女共同参画に関する講座やセミナーを開催するとともに、その受講生が学んだ知識を活かすシステムをつくることで、地域における男女共同参画意識の向上を図ります。 | コミュニティ推進課 | |
| 2 | 地域リーダーの男女共同参画の意識啓発 | 区長や自治公民館長、民生委員・児童委員など地域のリーダー的存在となる市民に対して、男女共同参画セミナー等への参加促進や地域に出向いた啓発活動などを行います。 | 全庁 | |

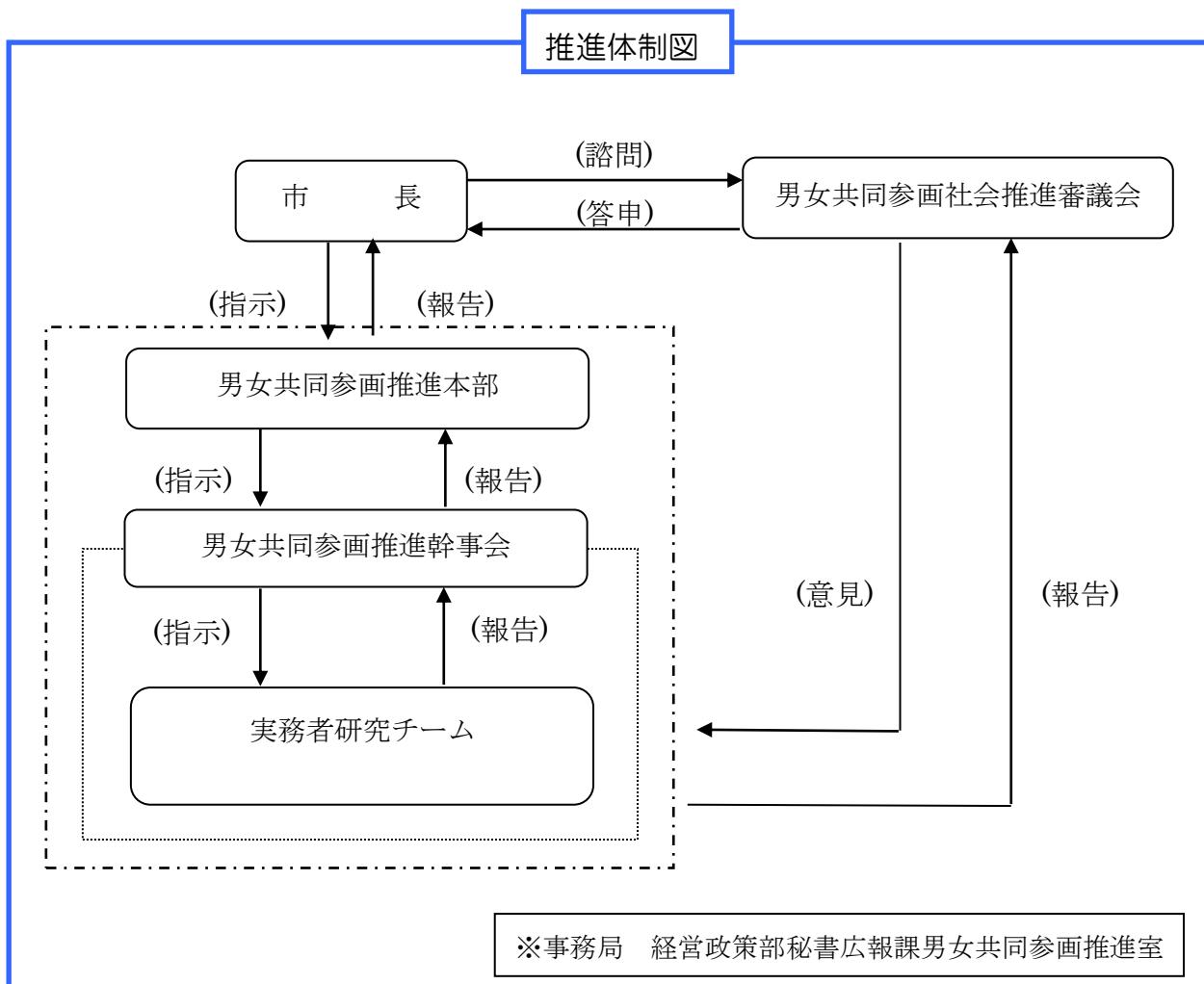
(4) 防災における男女共同参画の推進

女性消防団員の活動の充実や、男女共同参画の視点に立った地域防災に取り組むことで、防災における男女共同参画を推進します。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------------|--|-----|----|
| 1 | 女性消防団員の防災活動への参画 | 防災活動全般における女性消防団員の位置づけや活動内容を協議し、防災活動の充実を図ります。また、女性消防団員の確保に努めます。 | 総務課 | |
| 2 | 地域防災における男女共同参画の視点の導入 | 「地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った地域防災活動に取り組むとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。 | 総務課 | |

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制



○庁内体制

(1) 男女共同参画推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長、各部長により構成される会議で、計画について審議を行う。

(2) 男女共同参画推進幹事会

経営政策部長を委員長、教育部長を副委員長とし、各課長により構成される会議で施策の総合的企画、関係行政機関の連絡調整を行う。

(3) 実務者研究チーム

推進幹事会内に実務者研究チームを設置し、男女共同参画計画策定に関する基礎調査、計画等に係る意見や提案等を行う。

○男女共同参画社会推進審議会

識見者、団体代表、市民からの公募の委員で構成され、本市における女性の地位向上及び男女共同参画社会の実現にむけて、市長の諮問を受けて審議を行うほか、計画の進捗状況について報告を受け必要に応じて意見を述べる。

計画の推進に関する事業

(1) 推進体制の整備

庁内推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握及び審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していく体制づくりに努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|--------------------------|---|----------------|-----------|
| 1 | 庁内推進体制の充実・連携の強化 | 「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的に開催し、実施状況等を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実及び連携の強化を図ります。 | 秘書広報課 | |
| 2 | 男女共同参画計画の推進 | 毎年度、計画に基づく各施策の評価や実施状況の把握を行い、「男女共同参画社会推進審議会」に報告するとともに、審議会での意見を各施策に反映することで、さらなる計画の推進を図ります。 | 全庁 | |
| 3 | 男女共同参画推進のため活動拠点の検討 | 既存施設を活用しながら、男女共同参画を推進するための拠点確保について検討します。 | 秘書広報課 | |
| 4 | 男女共同参画社会推進審議会の開催 | 市の諮詢に応じて審議会より答申を受けるとともに、計画の実施状況について出された意見を踏まえ男女共同参画に関する施策の推進を図ります。 | 秘書広報課 | 施策名 変更 |
| 5 | 男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成 | 市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行ながら、必要に応じて改訂を検討します。 | 秘書広報課 | |
| 6 | 男女共同参画担当部署の強化・充実 | 男女共同参画推進政策を総合的に推進していくため、推進体制の強化・充実を図ります。 | 秘書広報課 | |
| 7 | 苦情処理機関の効果的な運用 | 苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」の周知を行いながら、男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。 | 秘書広報課 | |
| 8 | 市職員の男女共同参画に対する意識の向上 | 計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。 | 秘書広報課 人事法制課 | |

(2) 市民と共同して進めるまちづくり

市民の参画や市民からの多様な意見を取り入れながら、計画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた協働によるまちづくりを推進します。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|------------------------|--|--------------------|----------|
| 1 | 第3次計画策定にあたっての市民意識調査の実施 | 男女共同参画に関する意識調査を行い、市民の意識や行政に対する要望を把握し、政策に反映させます。 | 秘書広報課 | 実施年度のみ評価 |
| 2 | 市民からの意見の聴取 | 重要な計画を策定する際にパブリック・コメントを実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を推進・策定します。 | 全庁 | |
| 3 | 審議会等への市民の積極的登用の推進 | 市の施策に、性別に関わりなく市民の声を反映できるよう、審議会等への公募等による市民の登用を推進します。 | 全庁 | |
| 4 | 男女共同参画のまちづくりの推進 | 市民との協働によるまちづくりにおいて男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。 | 秘書広報課 コミュニティ推進課 | |